

---

愛知県立芸術大学音楽学部

愛知県立芸術大学大学院音楽研究科博士前期課程

## 令和4年度（2022年度）卒業論文・修士論文要旨

---

卒業論文

### レオ10世の音楽パトロネージと宗教改革勃発の関係性

#### ——歴史的転換期の「狭間」にあるもの

小川友里 愛知県立芸術大学音楽学部作曲専攻（音楽学コース）

### 要旨

本論文の目的は、教皇レオ10世 Leo X (1475-1521 / 在位 1513-1521) の音楽パトロネージと宗教改革勃発の関係性を明らかにすることである。

16世紀のローマにおける音楽活動の中心は、教皇庁にあった。とりわけ、レオ10世の音楽パトロネージは傑出していとされる。また、彼は、在位中の1517年に、マルティン・ルター Martin Luther (1483-1546) による「95か条の論題」を発端として宗教改革が始まった際、カトリック教会や教皇庁の在り方を見直そうとはせず、改革の流れをむしろ促進してしまった一員であるとも言われる。このように、レオ10世の活動は、カトリック教会の権威が高かったそれまでの時代と、宗教改革を経てヨーロッパ社会が大きく転換していく時代の「狭間」に位置付けることができる。しかし、音楽史に関わる先行研究においては、レオ10世の活動のこのような時代的文脈は考慮されず、その音楽パトロネージにおいてどのようなことが行われていたのか、といったパトロネージの内容のみが着目されてきた。そこで、本論文では、レオ10世の音楽パトロネージと宗教改革勃発の関係性を明らかにするために、いくつかの視点から分析・考察を行った。その上で、ヨーロッパの歴史的転換期の「狭間」における音楽パトロネージの在り方についても検討した。

論文全体は3章から構成される。

第1章では、宗教改革の最初期と、レオ10世の生涯や文芸パトロネージについて概観した。1.1.では、ルターが「95か条の論題」を提示してから異端宣告を受けるまでの宗教改革の流れと、宗教改革勃発の背景要因を説明した。レオ10世は、政治的配慮により、数年間ルターへの直接的な制裁をためらっていた。また、

宗教改革勃発の背景には、レオ 10 世による贖宥状販売以外にも多くの要因があった。1.2. では、レオ 10 世の生涯や文芸パトロネージがどのようなものであったのかを述べた。レオ 10 世は、自身も幼少の頃より質の高い人文主義教育および音楽教育を受けてきた多芸多才の文化人であり、教皇になってからも様々な分野で文芸パトロネージを行っていた。

第 2 章では、ルネサンス期およびレオ 10 世の治世における教皇庁の組織構造や財政、音楽パトロネージについて概観した。2.1. では、ルネサンス期の教皇庁と、そこでの音楽パトロネージについて説明した。確かに、ルネサンス期の教皇庁は贖宥状販売によって多くの利益を得ていたが、それは教皇庁の財政規模を考慮すれば、決して大きな割合を占めるものではなかった。また、教皇庁においては、多くの歌手が教皇庁聖歌隊に所属していたほか、教皇が私的に雇っていた私設音楽家の存在もあった。2.2. では、レオ 10 世が行った政策と音楽パトロネージについて具体的に述べた。レオ 10 世が文芸パトロネージを行ったのは、自らの嗜好によるだけでなく、当時の人々に対して、自身の出自であるメディチ家や教皇庁に関する特別なイメージを印象付けるためでもあった。また、レオ 10 世は教皇庁聖歌隊と私設音楽家、そのどちらの規模も拡大し、とりわけ器楽奏者を重視していた。こうしてレオ 10 世が実現させた合奏の編成は、同時代の他の宮廷のそれと比べても非常に大規模なものであった。

第 3 章では、3 つの視点から分析・考察を行い、レオ 10 世の音楽パトロネージと宗教改革勃発の関係性を明らかにした。3.1. では、ルター自身が残した言葉から、教皇庁のパトロネージに対する彼の考えを探った。ルターは、音楽に造詣が深く、教皇庁における音楽の演奏や音楽活動についても自身の意見をもっていた。しかし、贖宥の効力を説いたり贖宥状販売に関わる人々の主張を批判したりすることを目的とした「95 か条の論題」において、彼は教皇庁の音楽パトロネージについての言及はしなかった、ということが分かった。3.2. では、レオ 10 世の音楽パトロネージに対する同時代人の評価について考察した。当時の人々の中には、レオ 10 世の音楽への嗜好は度が過ぎている、と非難する者もいた。しかし、このような批判は必ずしも実情に基づいたものではなく、その背景には、教皇庁構成員による財政把握の曖昧さや、当時の音楽や音楽家が置かれていた社会的・文化的な地位の低さがあったことを指摘した。教皇庁

や教皇の支配に対する批判の流れは「イメージの先行」によって加速したとされるが、レオ10世の音楽パトロネージに対する否定的な印象もまた、その流れに拍車をかけていたのである。3.3.では、レオ10世が音楽パトロネージに投じた支出額とその変遷をまとめ、宗教改革勃発との因果関係について検討した。その結果、レオ10世による音楽パトロネージへの支出は、教皇庁の財政を圧迫するほど莫大なものではなかった一方で、宗教改革勃発以降も依然として増え続けていたことが明らかになった。ここには、宗教改革の実態に対するレオ10世や教皇庁構成員の理解不足が反映されていると考えられる。

本論文では、レオ10世による音楽パトロネージは、この時代の最も重大な出来事の1つである宗教改革の勃発に直接的な影響こそ与えなかったが、改革と決して無関係でもなかった、ということが明確に示された。ヨーロッパ世界に決定的な変化をもたらした宗教改革と、それに直面していくレオ10世治下の教皇庁について考える上で、レオ10世の音楽パトロネージが欠かせない要素として見出された、とも言えよう。当時の教皇庁は、非常に華やかで権勢を誇っていた一方、宗教改革が始まってカトリック教会が危機に瀕するという「狭間」にあっても、それに気づいてはいなかった。レオ10世が行った音楽パトロネージは、ローマ教皇庁のこのような様子を映し出す「鏡」でもあったのである。